

○お困りの方の問合せ先

●生活全般についてお困りの方の問合せ先

「自立相談支援機関」は生活全般にわたる困りごとの相談窓口であり、全国に設置されています。働きたくても働けない、住む場所がないなど、生活するうえで困りごとがある場合は、地域の相談窓口にご相談ください。



(自立相談支援機関 相談窓口一覧)
<https://minna-tunagaru.jp/ichiran/>

●償還についてお困りの方の問合せ先

償還について不安や困りごとがある方はお近くの市区町村社会福祉協議会までご相談ください。

【新潟県内 市区町村社会福祉協議会】

社会福祉協議会名	電話番号	社会福祉協議会名	電話番号
新潟市社会福祉協議会	025-248-4545	燕市社会福祉協議会	0256-78-7080
北区	025-386-2778	糸魚川市社会福祉協議会	025-552-7700
東区	025-272-7721	妙高市社会福祉協議会	0255-72-7660
中央区	025-210-8720	五泉市社会福祉協議会	0250-41-1000
江南区	025-250-7743	佐渡市社会福祉協議会	0259-81-1155
秋葉区	0250-24-8376	阿賀野市社会福祉協議会	0250-67-9203
南区	025-373-3223	魚沼市社会福祉協議会	025-792-8181
西区	025-211-1630	南魚沼市社会福祉協議会	025-773-6919
西蒲区	0256-73-3356	胎内市社会福祉協議会	0254-44-8682
長岡市社会福祉協議会	0258-33-6000	聖籠町社会福祉協議会	0254-27-6767
上越市社会福祉協議会	025-526-1515	弥彦村社会福祉協議会	0256-94-4551
三条市社会福祉協議会	0256-33-8511	田上町社会福祉協議会	0256-57-5877
柏崎市社会福祉協議会	0257-22-1411	阿賀町社会福祉協議会	0254-92-3088
新発田市社会福祉協議会	0254-23-1000	出雲崎町社会福祉協議会	0258-41-7133
小千谷市社会福祉協議会	0258-83-2340	湯沢町社会福祉協議会	025-784-4111
加茂市社会福祉協議会	0256-52-6667	津南町社会福祉協議会	025-765-3774
十日町市社会福祉協議会	025-757-3565	刈羽村社会福祉協議会	0257-45-2026
見附市社会福祉協議会	0258-61-1352	関川村社会福祉協議会	0254-64-0111
村上市社会福祉協議会	0254-62-7756	粟島浦村社会福祉協議会	0254-55-2111

新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の償還免除についてのご案内

あなたが借りた新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）は、国の定めた要件に該当する場合、手続きをすることにより償還が免除となります。償還免除には審査がありますので、希望する方は、このお知らせをよく読んで手続きを進めてください。

○貸付を受けた資金種類について

ご自身が貸付を受けた資金種類をご確認ください。**このご案内は下記貸付を受けた方に対するご案内**となります。

なお、償還開始時期は貸付を受けた時期により異なる場合があります。

資金種類	貸付申請時期	償還開始時期
総合支援資金（初回）	令和4年3月まで申請分	令和5年1月～
緊急小口資金	令和4年4月以降申請分	令和6年1月～
総合支援資金（初回）	令和4年4月以降申請分	令和6年1月～
総合支援資金（延長）	—	令和6年1月～

○令和6年度住民税非課税による償還免除に関するご案内

「借受人」と「借受人の世帯主」の令和6年度住民税が所得割・均等割いずれも非課税である場合、**償還免除の手続きをすることにより、下記のとおり一部償還が免除されます。**

次ページのフローチャートをご確認の上、手続きしていただくようお願いいたします。

総合支援資金（初回）の貸付を受けた方で令和5年1月以降に償還開始となっている方



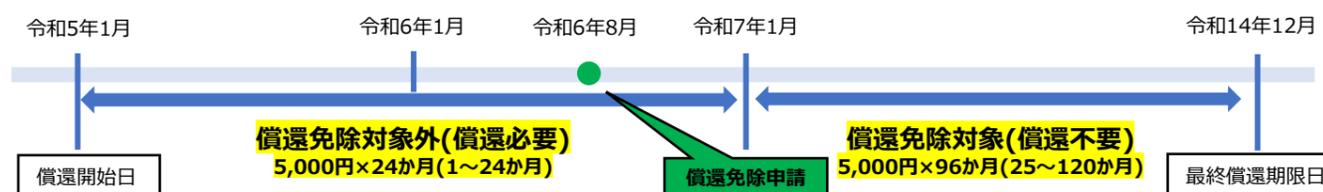
償還開始から25か月目以降に償還する予定額
 ※既に償還済の金額は免除対象外

緊急小口資金・総合支援資金（初回・延長）の貸付を受けた方で令和6年1月以降に償還開始となっている方



償還開始から13か月目以降に償還する予定額
 ※既に償還済の金額は免除対象外

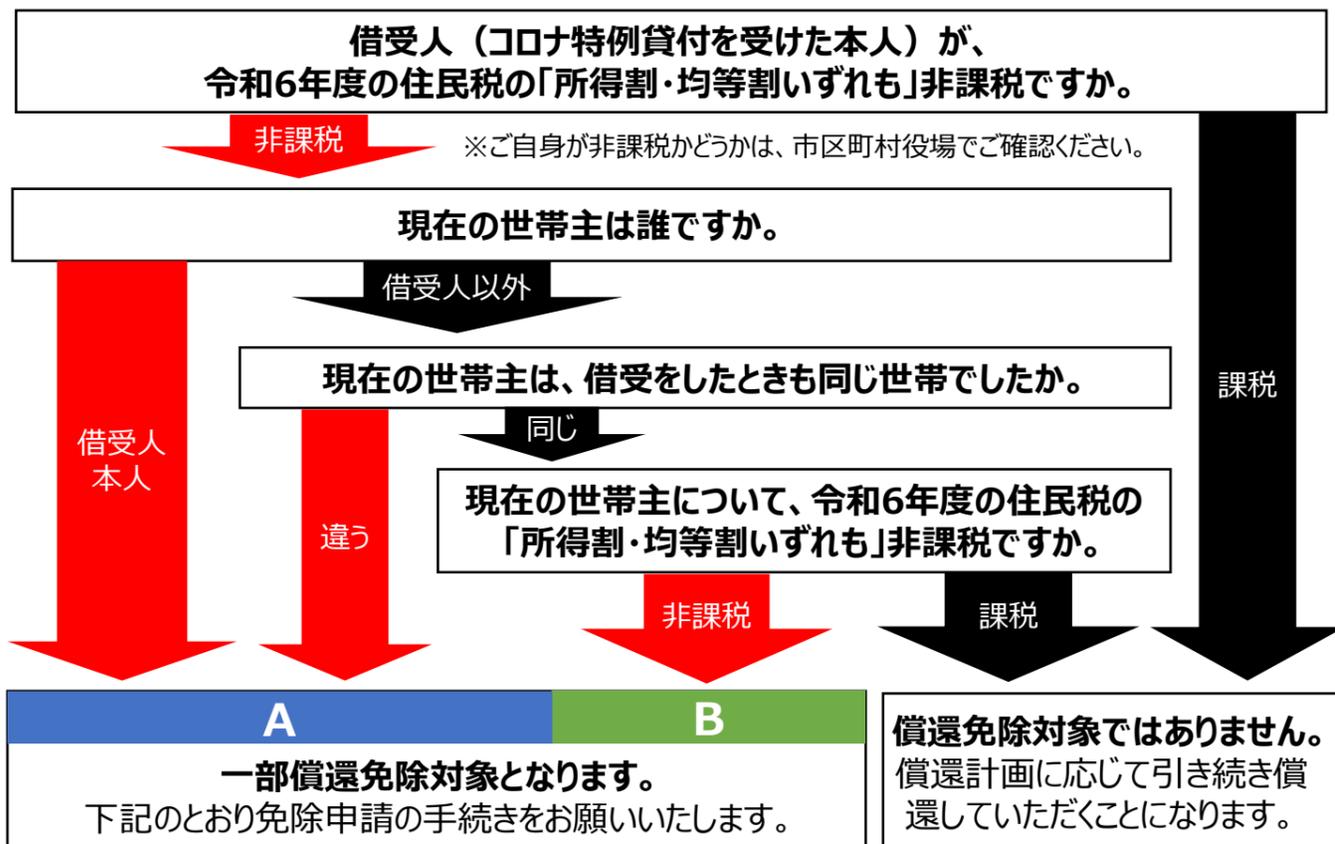
（例1）令和5年1月から償還開始している総合支援資金60万円を10年で償還する予定の場合



（例2）令和6年1月から償還開始している緊急小口資金20万円を2年で償還する予定の場合



● 償還免除対象フローチャート



申請に必要な書類及び手続き

A

B

下記を満たす書類をご準備の上、申請していただく必要がございます。償還免除対象フローチャートで一部免除対象となった場合、申請に必要な申請書を送付させていただきますので、免除申請書送付先・問合せ先までご連絡ください。

1	償還免除申請書 ※貸付に応じた申請書を使用していただく必要がございます。		
2	住民票 <ul style="list-style-type: none"> ・原本（コピー不可） ・3ヶ月以内に発行 ・世帯主の記載あり（続柄は省略しない） ・「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載あり 		
3	<table border="1"> <tr> <td>非課税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人のもの </td> <td>非課税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人及び世帯主のもの </td> </tr> </table>	非課税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人のもの 	非課税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人及び世帯主のもの
非課税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人のもの 	非課税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人及び世帯主のもの 		
申請期限	令和6年9月30日（月） ※消印有効 ※ 既に償還済みの金額は償還免除の対象となりません。		

○その他償還免除に関するご案内

住民税非課税以外の方でも、償還が始まった後に、生活保護を受給されている方や重度の障害をお持ちの方など国が定めた免除要件に該当する場合、手続きをすることにより、償還が免除されます。詳細については、下記までお問合せください。

○償還猶予に関するご案内

病気療養中や失業等により償還が著しく困難と認められる場合、手続きをすることにより、原則1年間の償還が猶予されます。詳細については、下記までお問合せください。

○住所・氏名変更に関するご案内

住所・氏名などの変更があった際には、住所・氏名変更手続きが必要となります。該当する場合、下記までお問合せください。手続きのご案内をさせていただきます。

	項目	必要となる書類
1	引越しをして住所が変わった	【新住所と旧住所が確認できる書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票（発行日より3か月以内）の写し ・運転免許証の両面コピー 等
2	姓が変わった	【新姓と旧姓が確認できる書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証の両面コピー ・マイナンバーカードのコピー 等
3	借受人が死亡した	【死亡したことが確認できる書類】 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の除票（発行日より3か月以内） ・死亡診断書の写し 等

償還免除及び償還猶予について、ご不明な点等ございましたら下記までお問合せください。

【免除申請書送付先・問合せ先】

〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代1-1-1 朝日生命新潟ビル7階
 新潟県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター
 TEL 050-2018-8116 電話受付時間 9:00～17:00（平日）
 ※当センターは受付窓口がございません。書類は郵送のみでの受付となります。